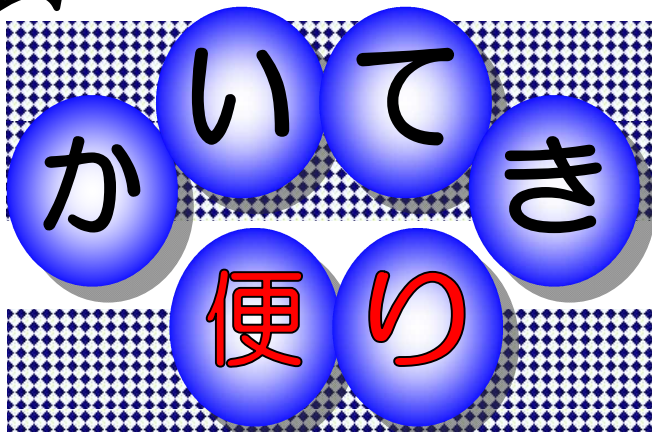


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★



INDEX

- 報酬算定・基準
「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について」
「訪問看護のQ&Aを「東京都介護サービス情報」に掲載いたしました」
- お知らせ
「平成24年度在宅医療サポート介護支援専門員研修の受講生を募集します」
「訪問看護ステーション設置促進補助事業の協議を受付けます」
「平成24年度「東京都介護雇用プログラム事業」の受託事業者を追加公募」
「既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業について(有料老人ホーム・老人短期入所施設・軽費老人ホーム)」
「悪質商法から高齢者を守るための出前講座」を行っています」
- 注意
「福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)」

平成24年9月1日発行 第98号

報酬算定・運営基準

○ 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について

居宅介護支援事業所においては、半年ごとに居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の3つのサービスについて、紹介率が最も高い法人(紹介率最高法人)の名称等について記載した「特定事業所集中減算チェックシート」を作成することになっています。

平成24年度前期分(判定期間:平成24年3月1日～同年8月31日)の受付期間は、9月1日から9月18日までです。3つのサービスのうち、いずれかのサービスについて、紹介率最高法人の割合が90%を超えた場合は、「正当な理由」の有無にかかわらず、必ずチェックシートを東京都に郵送してください。

<郵送先> 〒163-8001(住所不要) 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係

チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準は、以下のホームページの「特定事業所集中減算」をご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>厚生労働省告示・報酬算定基準・通知等>特定事業所集中減算
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/hoshu/index.html)

【問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

報酬算定・運営基準

○ 訪問看護のQ&Aを「東京都介護サービス情報」に掲載いたしました

平成24年度介護報酬改定に伴い、指定訪問看護事業所より質問の多かった下記事項についてのQ&Aを「東京都介護サービス情報」に掲載しましたので詳細をご確認ください。

- 1 特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)の判断基準について
- 2 訪問看護計画書の「評価」欄について
- 3 初回加算について
- 4 退院時共同指導加算について

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>各サービスの通知等>4 訪問看護・介護予防訪問看護
(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/index.html)

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4175

○ 平成24年度在宅医療サポート介護支援専門員研修の受講生を募集します

東京都では、医療ケアを含めた生活全般を支えるケアマネジメントの充実を図ることにより、利用者の自立支援に資することを目的とした在宅医療サポート介護支援専門員研修を実施しています。

平成24年度在宅医療サポート介護支援専門員研修の受講生を募集いたしますので、以下のホームページで、募集要項、申込関係書類等をご確認の上、期日までに応募書類をご提出ください。

《研修受講対象者》

東京都内の居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに勤務する、医療系資格を有しない介護支援専門員であり、医療と介護の連携を図ることにより適切なケアマネジメントを担い、地域ケア体制の基盤充実に資することができる者。ただし、常勤の介護支援専門員として従事した期間が3年(36ヶ月)以上である者を優先します。なお、受講には区市町村の推薦が必要です。

《募集要項及び申込関係書類》

平成24年9月24日(月曜日)から、特定非営利活動法人 東京都介護支援専門員研究協議会ホームページ (<http://cmat.jp/>)よりダウンロードできます。

《募集締切り》 平成24年10月15日(月曜日) 必着

《お申し込み先》

所属する事業所所在地の区市町村の当該研修担当所管課まで (募集要項参照)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護人材係 TEL03-5320-4279

○ 訪問看護ステーション設置促進補助事業の協議を受け付けます

平成24年度訪問看護ステーション設置促進事業の補助金の協議を受け付けています。補助対象は、新たな訪問看護ステーションの設置に伴う開設準備経費及びネットワーク構築費です。

補助要件は、①安定的な事業運営体制の確認(介護事業を開始して1年以上の実績があるところ、また、過去3年間の決算状況が良好であることなど) ②常勤換算4.5人以上の看護師の配置 などとなっています。

要綱、詳細については、以下のホームページをご参照ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 分野別→高齢者>介護保険>訪問看護ステーション設置促進事業

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4175

○ 平成24年度「東京都介護雇用プログラム事業」の受託事業者の追加公募

都では、緊急雇用創出事業として、平成21年度から都内の介護施設等で働きながら、訪問介護員養成研修2級課程(ホームヘルパー2級)を受講する「東京都介護雇用プログラム事業」を実施しています。

今年度は、4月から23事業者により約240名の雇用を予定しているところですが、介護現場への就業機会を創出するとともに、介護資格の取得を一層促進するため、離職者等を雇用する受託事業者を追加公募します。

公募期間は、平成24年8月30日(木)から9月12日(水)までです。

応募される事業者は、以下のホームページで、公募の詳細や、公募要領、応募書類の様式等を御確認のうえ、期日までに応募書類をご提出ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】 分野別→高齢者>介護保険>東京都介護雇用プログラム

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigokoyouprg/>)

【お問い合わせ先】 介護保険課介護人材係 TEL03-5320-4267

○ 既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業について(有料老人ホーム・老人短期入所施設・軽費老人ホーム)

平成21年4月1日付消防法改正に伴い、スプリンクラー等の設置義務が生じた既存施設、または設置義務がない既存施設について、スプリンクラー等の防火設備設置に対して補助を行います。(本事業は平成23年度で終了予定でしたが、1年延長されました。)詳細については、以下のホームページをご覧ください。

【補助対象】平成21年4月1日付消防法改正に伴いスプリンクラー等の設置義務が生じた既存施設、又は、スプリンクラーの設置義務がない既存施設。

【対象施設】有料老人ホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム(条件有)

【補助額】1施設当たり470万円。一定の要件を満たす場合は1㎡当たり9000円が追加。

【申請期限】第1回 平成24年9月21日(金) 第2回 平成24年11月16日(金)

【東京都福祉保健局ホームページ】分野別→高齢者>高齢者施設>既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/shortbouka/index.html>)

【お問い合わせ先】施設支援課施設整備係 TEL03-5320-4265

○ 「悪質商法から高齢者を守るための出前講座」を行っています

東京都生活文化局では、深刻化する悪質商法の被害から高齢者を守るため、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員などの方々を対象として、介護事業者、団体、区市町村等が実施する講座に講師を派遣しております。

講座では、第一線で消費生活相談の経験を持つ相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口や被害発見のポイント、対処方法などについて、詳しく講義を行います。費用は無料です。ぜひ、ご活用ください。

講師派遣期限	平成25年3月31日(日曜日)(土日祝日も実施。)までです。
講義時間	午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度
講師派遣場所	都内で希望する場所
費用	無料
申込受付期限	平成25年3月8日(金曜日)までです。【先着150回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京暮らしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記「お申込先」へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】→東京暮らしWEB>学びたい>出前講座(講師派遣)>【出前講座】高齢者の消費生活トラブル～早期発見のために～

(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問い合わせ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-3448-9830 <FAXのみの受付>

TEL 03-5793-7276 (月～金曜日 午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始を除く。>)

○ 福祉用具の重大製品事故報告について(情報提供)

消費者庁が公表した重大製品事故のうち福祉用具(電動車いす(ジョイスティック形))に係るものについて、厚生労働省から情報提供がありました(平成24年8月14日付公表分。)。詳細については、以下のホームページに掲載していますのでご確認ください。

また、これまでに消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構から公表された福祉用具に関する事故情報が、厚生労働省の関係団体である日本福祉用具・生活支援用具協会において公開されています。福祉用具の適切な使用と事故防止にご活用ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>利用者の安全確保、事故防止等にかかる注意喚起>

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui//index.html)

【日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)】

(<http://www.jaspa.gr.jp/accident/index.html>)